

東京の森に携わる、すべての人に

東京都産業労働局 農林水産部森林課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎21階
<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/>



令和6年11月14以降は <https://www.sangyo-rodo1.metro.tokyo.lg.jp/nourin/>



東京都森林事務所

〒198-0036 東京都青梅市河辺町6-4-1 東京都青梅合同庁舎2階
<https://forestry-office.metro.tokyo.lg.jp/>



(公財) 東京都農林水産振興財団

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 (公財) 東京都農林水産振興財団立川庁舎2階
※花粉対策室は 〒198-0036 東京都青梅市河辺町6-4-1 東京都青梅合同庁舎3階
<https://www.tokyo-aff.or.jp/>



東京都産業労働局農林水産部森林課

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 TEL.03-5320-4854



令和6年度版

森林関係事業補助金
パンフレット

森林関係事業補助金



山を手入れしたい

補助金名	内 容	補助対象者	対象経費	補助割合	補助上限額等	申請スケジュール	問い合わせ先
●東京都造林補助事業費補助金 ①森林環境保全直接支援事業 ②特定機能回復事業 ③一般造林事業 ④高品質木材のための保育管理事業 ⑤間伐材搬出事業 ⑥森林作業道整備促進事業	①～③：植え付け、下刈り、枝打ち、除伐・間伐、作業道の設置等に係る経費を補助する。 ④：高品質木材のための保育(植栽、下刈、枝打、除伐・間伐、作業道の設置等)に要する経費を補助する。 ⑤：間伐材の集積、運搬に係る経費を補助する。 ⑥：森林作業道整備において、森林整備の効率化及び森林経営の効率化に資すると認められる木製構造物等の施設整備に係る経費を補助する。	森林所有者、林業事業者等	森林施業等に要する資材費、労務費、機械経費等	①～③の人工造林、樹下植栽等、保育、付帯施設等整備：36/100～68/100 ①～③の保育間伐、間伐、更新伐、森林作業道整備：52/100～98/100 ④の人工造林、保育、付帯施設等整備：68/100 ④の間伐、森林作業道整備：98/100 ⑤：10/10 ⑥：10/10 ※森林経営計画の策定等で補助率が変わるため、ご相談ください。	⑥上限：10万円/m	(下刈り以外) 4月上旬～2月下旬 (下刈り) 4月上旬～10月下旬	東京都森林事務所 森林産業課 造林担当 0428-22-1159
●搬出困難地における森林整備事業費補助金	人家や公共施設近隣の搬出困難箇所において実施する、花粉発生源対策や防災機能強化のための森林整備に必要な経費を補助する。	多摩地域森林計画の対象 民有林を有する市町村	立木補償費、伐採経費、調査経費等	4/5		事業に着手する前に申請	東京都森林事務所 森林産業課 造林担当 0428-22-1159
●林業機械化促進事業費補助金	林業機械・装備等の整備に必要な経費を補助する。	①認定事業体* ②林業事業者等 ※知事の認定を受けた林業事業者	①購入・リース ②レンタル	①2/3, 9/10 ②1/2, 4/5 ※対象機械で補助率が変わるため、ご相談ください。		4月上旬～2月下旬	(公財)東京都農林水産振興財団 東京都林業労働力確保支援センター 042-528-0643
●主伐材搬出補助事業費補助金	民間による伐採更新の促進を図ることを目的に、主伐地から市場等までの搬出経費を補助する。	多摩地域の森林所有者	原木の搬出経費	7/10		常時申請受付	(公財)東京都農林水産振興財団 花粉対策室 0428-20-8134
●多摩の森林再生事業	手入れが行き届かず荒廃したスギ及びヒノキの人工林を対象に土砂の流出防止や自然豊かな森林環境等を目指すため、森林所有者に代わり、都が間伐等を実施する。	多摩地域の6市町村の森林所有者	間伐等を森林所有者に代わって実施			間伐については、事業に着手する前に都と25年間の協定を締結	八王子市産業振興部農林課 042-620-7250 青梅市地域経済部農林水産課 0428-22-1111 あきる野市環境農林部農林課 042-558-1111 日の出町産業観光課 042-588-4102 奥多摩町観光産業課 0428-83-2295 檜原村産業環境課 042-598-1011



森林資源を活用したい

●①森林資源を活用した魅力創出事業費補助金 ●②島しょ観光資源・林産物生産振興事業費補助金	多摩地域及び島しょ地域の森林の魅力を引き出すため、自然・森林の恩恵を受けられるよう環境を整え、加えて地域の活性化を推進するために必要な経費を補助する。	①多摩地域6市町村 ②伊豆諸島、小笠原諸島の町村	立木伐採費、園地整備費	10/10		事業に着手する前に申請	①東京都森林事務所 森林産業課 造林担当 0428-22-1159 ②産業労働局農林水産部 森林課 森づくり推進担当 03-5000-7198
●林産物生産支援事業費補助金	①都内の広葉樹林から生産されたシイタケ等原木や薪を搬出するための経費の一部を補助する。 ②東京都椎茸生産組合連合会が行うシイタケ等原木のあっせん販売の仕入れに係る経費の一部を補助する。	①森林所有者、林業事業者等 ②東京都椎茸生産組合連合会	①シイタケ等原木又は薪の搬出・運搬経費 ②都内外からのシイタケ等原木の購入経費		①搬出及び運搬：原木160円/本・薪13円/kg 運搬のみ：原木50円/本・薪4円/kg ②原木1本当たり120円	事業に着手する前に申請	東京都森林事務所 森林産業課 普及担当 0428-22-1163

補助金名	内 容	補助対象者	対象経費	補助割合	補助上限額等	申請スケジュール	問い合わせ先
苗木を育てたい							
●①東京都林業用優良種苗等生産事業費補助金(裸苗1年生) ●②東京都林業用優良種苗等生産事業費補助金(コンテナ苗1年生)	①東京都産の優良な種苗生産の安定化を図るため、裸苗生産に係る経費を補助する。 ②東京都産の優良な種苗生産の安定化を図るため、コンテナ苗生産に係る経費を補助する。	林業種苗生産団体	林業用苗木の生産に係る労務費、資材費等	①1/2 ②1/8		事業に着手する前に申請	東京都森林事務所 森林産業課 造林担当 0428-22-1159
●東京都苗木生産施設整備支援事業費補助金	林業用苗木の生産に必要な施設整備に要する経費を補助する。	東京都山林種苗緑化樹生産組合に所属し、知事から林業種苗の生産事業の登録を受けた者、団体又は法人	林業用苗木の生産に係る設備、機械、車両の購入経費	1/2		事業に着手する前に申請	東京都森林事務所 森林産業課 造林担当 0428-22-1159
森林所有境界を明確にしたい							
●森林経営効率化支援事業費補助金	効率的な施業の促進などを目的に、所有境界の不明森林において、境界明確化等に必要な経費を補助する。	森林所有者、林業事業者等	①説明会開催経費 ②現地調査等経費	①1/2 ②10/10		事業に着手する前に申請	東京都森林事務所 森林産業課 造林担当 0428-22-1159
シカ害を防止したい							
●シカ害防止対策事業費補助金	シカ害防止対策に要する経費を補助する。	市町村	わな、銃器による捕獲に係る資材費、人件費、処分費	①奥多摩町、青梅市、檜原村の奥地10/10 ②それ以外2/3		事業に着手する前に申請	東京都森林事務所 保全課 保全担当 0428-22-1156
将来の担い手を育成したい							
●東京の森林を支える未来の担い手育成支援事業費補助金	将来の森林産業の担い手の育成を図るため、緑の少年団の活動に係る経費を補助する。	都内で活動する緑の少年団	ユニフォーム等の購入経費、用具類の購入経費等	定額	上限：15万円	5月上旬～1月下旬	(公財)東京都農林水産振興財団 森の事業課 042-528-0641
丸太を加工したい							
●製材業等の生産基盤向上支援事業費補助金	都内の製材事業所等における木材加工流通施設の整備に必要な経費を補助する。	多摩産材認証協議会登録の製材事業者等	機械器具費等の施設整備に要する経費	1/2		事業に着手する前に申請	東京都森林事務所 森林産業課 振興担当 0428-22-1162
山で働く環境を整えたい							
●林業労働力総合対策事業費補助金	林業技術者の確保・育成、林業経営体等の強化に必要な経費を補助する。	林業事業者等	研修経費、福利厚生費等	1/2ほか ※補助対象者の要件や対象経費によって補助率が変わるためご相談ください。		▼研修 4月上旬～1月下旬 ▼研修以外 4月上旬～2月下旬	(公財)東京都農林水産振興財団 東京都林業労働力確保支援センター 042-528-0643
認証の取得をしたい							
●農林水産物認証取得支援事業(森林認証取得支援事業)費補助金	東京都内における持続可能性に配慮した農林水産業を実現するため、国際認証であるFSC(FM、CoC)、SGEC(FM、CoC)等の森林認証の取得等に必要な経費を補助する。	①森林所有者 ②多摩産材認証協議会登録の森林管理者、製材事業者等 ③多摩産材取扱実績のある二次加工業者等	認証取得に要するコンサルタント契約経費、審査経費、年間公示経費	1/2	対象経費の内、コンサルタント契約経費のみ：上限40万円	事業に着手する前に申請	(公財)東京都農林水産振興財団 地産地消推進課 042-528-0510



木材の取扱量を増やしたい

●多摩産材販路拡大支援事業費補助金	多摩産材を取り扱う都内の木材流通事業者に対して、供給量増加や販路拡大に取り組むために必要な経費を補助する。	都内の多摩産材認証製材所	前年より増加した多摩産材の取扱量に対する輸送に必要な経費	定額	20,000円/件 上限：1製材所当たり25件	事業に着手する前に申請	東京都森林事務所 森林産業課 振興担当 0428-22-1162
-------------------	---	--------------	------------------------------	----	----------------------------	-------------	--



木材を使いたい

●公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費補助金	公共施設において、利用者が日常的に多摩産材等とふれあう場を創出し、多摩産材等の利用拡大を図るために、東京の木多摩産材等を利用した施設整備に係る経費を補助する。	区市町村	木造化、内装木質化、木製什器、木製外構施設等の施設整備費	1/2	1区市町村当たり上限：3,000万円	4月上旬～12月初旬	(23区・島しょ) 産業労働局農林水産部 森林課 森づくり推進担当 03-5000-7198 (多摩) 東京都森林事務所 森林産業課 振興担当 0428-22-1162
●多摩産材利用啓発推進事業費補助金	多摩産材の利用や多摩産材を使用した家づくりを推進するイベントの開催等に係る経費を補助する。	東京都森林組合、木材関連業者等の組織する団体	イベント開催経費等	3/4	上限：120万円	5月上旬～6月上旬	(23区・島しょ) 産業労働局農林水産部 森林課 木材流通担当 03-5320-4855 (多摩) 東京都森林事務所 森林産業課 振興担当 0428-22-1162
●にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業費補助金	商業施設や駅舎等、人が多く集まり、誰でも利用できる民間事業者が運営するにぎわい施設において、多摩産材の利用に係る経費を補助する。	民間事業者	多摩産材を目立つ形で使った内装・外装の木質化、什器の整備等に係る施工費及び諸経費	1/2	下限：1,000万円 上限：5,000万円	<第1回募集> 申請受付 (4/1～5/15) 審査会(7月上旬頃) 交付決定(9月中旬頃) <第2回募集> 申請受付 (9/4～11/1) 審査会(1月下旬頃) 交付決定(3月上旬頃)	(公財)東京都農林水産振興財団 森の事業課 042-528-0641
●中・大規模建築物の木造木質化支援事業費補助金	都民の目に触れることのできる中・大規模の民間施設(オフィスビルや商業施設等)において、木造木質化に必要な経費を補助する。	民間事業者	主要構造部に国産木材を一定以上使用(国産木材の材積のうち多摩産材を3割以上)する建築物の実施設計及び建築工事に係る経費	・実施設計 1/2 ・建築工事 1/2 (又は建築工事費の15%以内)	・実施設計：下限500万円 上限5,000万円 ・建築工事：下限5,000万円 上限5億円	常時申請受付	(公財)東京都農林水産振興財団 森の事業課 042-528-0641
●保育園等による木育活動の支援事業費補助金	未就学児が生活・活動する施設等において、森林の役割や木材の良さ・利用意義等を学ぶ木育活動に係る経費を補助する。	民間保育園、幼稚園等	各種木育活動、内装木質化、木製遊具等の整備に係る経費	1/2	・ソフト事業：上限50万円 (前年度実績がある場合は合計で最大75万円) ・ハード事業：上限400万円	～4月下旬	(23区・島しょ)木材流通担当 03-5320-4855 (多摩)東京都森林事務所 森林産業課 振興担当 0428-22-1162
●木の街並み創出事業費補助金	都民の目に触れ、接することができる民間施設において、木質化に係る経費を補助する。	民間事業者	国産木材(多摩産材を3割以上)を使った外壁・外構の木質化に係る経費	1/2	下限：500万円 上限：3,000万円	常時申請受付	(公財)東京都農林水産振興財団 森の事業課 042-528-0641
●木材利用ポイント	多摩産材及び国産木材を利用し、住宅を新築・リフォームした者に対して、東京の特産物等と交換できるポイントを交付する。	都民	多摩産材及び国産木材の利用量に応じてポイント交付		・新築 ※()内はゼロエミ住宅の場合 多摩産材：8万(12万)ポイント/㎡ 国産木材：1万(1万5千)ポイント/㎡ 上限60万(90万)ポイント ・リフォーム ※()内はCO ² 削減を目的とした場合 多摩産材：3千(4千5百)ポイント/㎡ 国産木材：2千(3千)ポイント/㎡ 上限30万(45万)ポイント	申請受付期間：6月上旬開始	(公財)東京都農林水産振興財団 森の事業課 042-528-0641